

大分県報

令和四年
第二九一号
三月十五日

（火曜日）

目次

公安委員会規則	一
大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正	一
銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正	二
公安委員会規程	三
銃砲刀剣類所持等取締法第二十九条の規定による大分県公安委員会に対する申出に関する規程の一部改正	三
告示	四
保安林の指定（二件）	四
付保義務の発生	四
大分県漁港管理条例による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定（七件）	四
公安委員会告示	六
地域交通安全活動推進委員の委嘱	六
警察本部訓令	七
けん銃等管理規程等の一部を改正する訓令	七
○公安委員会規則	
大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
令和4年3月15日	
大分県公安委員会委員長 石田敦子	
大分県公安委員会規則第2号	
大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則	
大分県公安委員会事務決裁規則（平成13年大分県公安委員会規則第7号）の一部を次のよ	

うに改正する。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に規定する事務の部の第9条の3第2項の項中「射撃指導員」を「猟銃等射撃指導員」に改め、同項の次に次のように加える。

第9条の3の2第2項	クロスボウ射撃指導員の指定の解除
------------	------------------

別表の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に規定する事務の部の第9条の10第3項において準用する第9条の5第3項の項中「練習資格認定」を「練習資格の認定」に改め、同部の第9条の12第1項の次に次のように加える。

第9条の16第2項において準用する第9条の5第3項	クロスボウ射撃資格の認定の取消し
---------------------------	------------------

別表の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に規定する事務の部の第10条の8第3項の項の次に次のように加える。

第10条の8の2第3項	クロスボウ保管業者の業務の廃止命令
	クロスボウ保管業者の業務の停止命令

別表の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に規定する事務の部の第11条第1項の項、第11条第2項の項及び第11条第3項の項中「銃砲」を「銃砲等」に、「許可」を「所持許可」に改め、同部の第11条第4項の項中「銃砲の許可」を「拳銃等又は猟銃の所持許可」に改め、同部の第11条第5項の項中「銃砲の許可」を「猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可」に改め、同部の第11条第6項の項中「射撃指導員の銃砲の許可」を「猟銃等射撃指導員の空気銃の所持許可」に改め、同項の次に次のように加える。

第11条第7項	クロスボウ射撃指導員のクロスボウの所持許可の取消し
---------	---------------------------

別表の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に規定する事務の部の第26条第1項の項中「授受、運搬若しくは」を「銃砲等又は刀剣類の授受、運搬及び」に改め、同部の第27条の3の項中「けん銃等又はけん銃部品」を「拳銃等、拳銃部品又は拳銃実包」に改める。

附則

令和四年三月十五日

大分県報（公安委規則）

この規則は、公布の日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月15日

大分県公安委員長 石 田 敦 子

大分県公安委員会規則第3号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年大分県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「銃砲刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書」を「銃砲等又は刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書」に改める。

第5条の見出し中「射撃競技用けん銃」を「射撃競技用拳銃」に改める。

第6条中「銃砲」を「銃砲等」に、「空気銃」を「空気銃若しくはクロスボウ」に改める。

第7条の見出し中「指導用空気銃」を「指導用の空気銃又はクロスボウ」に改め、同条中「空気銃」の次に「又はクロスボウ」を、「同項第5号の2」の次に「又は第5号の3」を加える。

第8条に次の1項を加える。

7 施行規則第11条第1項第17号の同意書は、クロスボウ射撃指導員同意書（第14号様式の2）とする。

第12条中「同意書」を「猟銃等射撃指導員同意書」に改める。

第1号様式中「銃砲刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書」を「銃砲等又は刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書」に、「銃砲刀剣類製造事業等」を「銃砲等又は刀剣類の製造事業等」に改める。

第2号様式中「係る銃砲」を「係る銃砲等」に改める。

第3号様式中「銃砲刀剣類の」を「銃砲等又は刀剣類の」に改める。

保管予定の猟銃等の種類	数量	<input type="checkbox"/>	ライフル銃	丁	<input type="checkbox"/>	空気銃
保管予定の銃砲等の種類	数量	<input type="checkbox"/>	ライフル銃以外の猟銃	丁	<input type="checkbox"/>	空気銃

銃	丁	を	保管予定の銃砲等の種類	数量	種類：	数量：
---	---	---	-------------	----	-----	-----

に、「猟銃等の保管方法」を「銃砲等の保管方法」に、「猟銃等の保管設備」を「銃砲等の保管設備」に改め、同様式（裏）中「猟銃等保管庫設備」を「保管設備」に改める。

第5号様式中「空気銃」の次に「又はクロスボウ」を、「同項第5号の2」の次に「又は第5号の3」を加え、銃番号を銃（クロスボウ）番号に改める。

第12号様式中
 年 月 日 時 分
 を
 年

月 日 時 分～ 年 月 日 時 分
 に、「銃砲」を「銃砲等」に改める。

第14号様式中「銃砲刀剣類を」を「銃砲等又は刀剣類を」に、「所持させる銃砲刀剣類」を「所持させる銃砲等又は刀剣類」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

ク ロ ス ボ ウ 射 撃 指 導 員 同 意 書

年 月 日

住 所 業 務 名
職 業 名
氏 名

私は、以下の者について銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項に規定する監督をすることに同意します。

住 所
職 業
氏 名

第15号様式中

銃 砲 の 種 別

ライフル銃 ライフル銃以外の銃 空

気銃

を

銃砲等又は刀剣類の種類 銃砲等 () 刀剣類 ()

)

に、「手数料欄には、大分県収入証紙を」を「手数料を証紙により納付する

場合は、当該証紙を手数料欄に」に改める。

第16号様式中「同意書」を「銃砲等射撃指導員同意書」に改める。

第17号様式(表)中「(表)」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

第17号様式(裏)を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○公安委員会規程

大分県公安委員会規程第1号

銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定による大分県公安委員会に対する申出に関する規程(平成21年大分県公安委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月15日

大分県公安委員長 石田敦子

第8条中「銃砲刀剣類所持者」を「銃砲等又は刀剣類の所持者」に改める。

附 則

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

○附 則

大分県告示第百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和四年三月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林の所在場所

国東市武蔵町志和利字行田一三一三番一・一三一四番一・一三一四番二一・一三四八番(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、一三一四番二、一三一四番一五、一三五〇番二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和四年三月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林の所在場所

国東市安岐町朝来字中野一四二〇番一から一四二〇番七まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第百十二号

神崎加入区について、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和四年三月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百十三号

大分県漁港管理条例(昭和三十三年大分県条例第四十二号)第十一条第一項の規定により、甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

この告示は、令和四年四月一日から適用し、大分県漁港管理条例による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定に関する告示(令和二年大分県告示第百六十五号)は、同日から廃止する。

令和四年三月十五日

漁 港 名	許 可 施 設
-------	---------

長洲漁港	指定施設五八〇号物揚場内番号三三三から四五までで示された区域(別図に示す区域) 指定施設九五―20m物揚場内番号三〇七から三二二〇までで示された区域(別図に示す区域)
------	--

(「別図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県北部振興局に備え置いて

縦覧に供する。）

大分県告示第百十四号

大分県漁港管理条例（昭和三十三年大分県条例第四十二号）第十一条第一項の規定により、甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

この告示は、令和四年四月一日から適用し、大分県漁港管理条例による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設に関する告示（令和三年大分県告示第八号）は、同日から廃止する。

令和四年三月十五日

漁港名

許可施設

指定施設六四一20B 物揚場内番号一七から一四二までで示された区域（別図に示す区域）
指定施設八五一20B 物揚場内番号三五〇から三五七まで、三七〇及び三七一で示された区域（別図に示す区域）
指定施設九一北防波堤内番号五〇から五六までで示された区域（別図に示す区域）
指定施設九四一10B 物揚場内番号二三八から二五二までで示された区域（別図に示す区域）
指定施設一三二一20B 物揚場内番号四〇から四七までで示された区域（別図に示す区域）

香々地漁港

（「別図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県北部振興局に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百十五号

大分県漁港管理条例（昭和三十三年大分県条例第四十二号）第十一条第一項の規定により、甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

この告示は、令和四年四月一日から適用し、大分県漁港管理条例による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定に関する告示（令和三年大分県告示第四十九号）は、同日から廃止する。

令和四年三月十五日

漁港名

許可施設

令和四年三月十五日

亀川漁港

指定施設四一二けい船護岸二号内番号五一から五五までで示された区域（別図に示す区域）
指定施設二一東防波堤内番号一〇一から一一四まで、二〇一及び二〇二で示された区域（別図に示す区域）

（「別図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県東部振興局に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百十六号

大分県漁港管理条例（昭和三十三年大分県条例第四十二号）第十一条第一項の規定により、甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

この告示は、令和四年四月一日から適用し、大分県漁港管理条例による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定に関する告示（令和三年大分県告示第五十号）は、同日から廃止する。

令和四年三月十五日

漁港名

許可施設

指定施設八一+0.5M 物揚場内番号四八二から四八五までで示された区域（別図に示す区域）
指定施設一〇九一30M 岸壁内番号一一から一三までで示された区域（別図に示す区域）
指定施設一二〇田中南防波堤内番号三五二から三五八まで及び三六〇から三六四までで示された区域（別図に示す区域）
指定施設一三三幸ノ浦防波堤内番号二二三から二五までで示された区域（別図に示す区域）
指定施設一五四一25B 物揚場内番号五一から五六までで示された区域（別図に示す区域）
指定施設二五四物揚場内番号六一から六五までで示された区域（別図に示す区域）

佐賀関漁港

（「別図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県中部振興局に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百十七号

大分県漁港管理条例（昭和三十三年大分県条例第四十二号）第十一条第一項の規定によ

大分県報（告示）

り、甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。
この告示は、令和四年四月一日から適用し、大分県漁港管理条例による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定に関する告示（令和三年大分県告示第百七十八号）は、同日から廃止する。

令和四年三月十五日

漁 港 名

許 可 施 設

指定施設四五―30m岸壁内番号一〇一から一一六までで示された区域（別図に示す区域）
指定施設七三物揚場内番号二五一から二五三までで示された区域（別図に示す区域）
指定施設四五―1―30m岸壁内番号三〇一から三〇九までで示された区域（別図に示す区域）

（「別図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県中部振興局に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百十八号

大分県漁港管理条例（昭和三十三年大分県条例第四十二号）第十一条第一項の規定により、甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

この告示は、令和四年四月一日から適用し、大分県漁港管理条例による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定に関する告示（令和二年大分県告示第百六十四号）は、同日から廃止する。

令和四年三月十五日

漁 港 名

許 可 施 設

指定施設二地松浦防波堤、指定施設七一―物揚場及び指定施設七九地松浦東護岸内番号二〇〇から二三六までで示された区域（別図に示す区域）
指定施設六七大西防波堤内番号一〇から一九までで示された区域（別図に示す区域）
指定施設二〇―30m岸壁及び指定施設一六一―30m岸壁（浮体式）内番号四〇〇から四二〇まで及び五二三から五二九まで

松浦漁港

示された区域（別図に示す区域）
指定施設一三四物揚場内番号七〇から七六までで示された区域（別図に示す区域）
指定施設一三七防波堤内番号六〇から六九までで示された区域（別図に示す区域）

（「別図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県南部振興局に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百十九号

大分県漁港管理条例（昭和三十三年大分県条例第四十二号）第十一条第一項の規定により、甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定し、令和四年四月一日から適用する。

令和四年三月十五日

漁 港 名

許 可 施 設

指定施設一五―30m岸壁内番号四一〇から四五八までで示された区域（別図に示す区域）
指定施設一五五防波堤内番号六一から六六までで示された区域（別図に示す区域）

蒲江漁港

（「別図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県南部振興局に備え置いて縦覧に供する。）

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第28号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員を委嘱した。

令和4年3月15日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

氏 名 連 絡 先 活 動 区 域

後 藤 忠 雄 大分市大字横瀬221番地1 大分南警察署 大分南警察署の管轄区域

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第4号

警察本部
警察学校
警察署

けん銃等管理規程等の一部を次のように改正する。

令和4年3月15日

大分県警察本部長 松田 哲也

(けん銃等管理規程の一部改正)

第1条 けん銃等管理規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

拳銃等管理規程

第1条中「けん銃等（けん銃）を「拳銃等（拳銃）」に、「警察官等けん銃使用及び取扱い規程」を「警察官等拳銃使用及び取扱い規程」に改める。

第2条第2項及び第3条（見出しを含む。）中「けん銃等」を「拳銃等」に改める。

第4条の見出し中「けん銃等」を「拳銃等」に改め、同条中「取扱責任者」を「規範第18条第1項の規定により指定する取扱責任者」に、「けん銃等出納簿」を「拳銃等出納簿」に、「けん銃等の」を「拳銃等の」に改める。

第5条中「けん銃等」を「拳銃等」に、「手続き」を「手続」に改める。

（大分県警察学校射撃場管理及び使用に関する訓令の一部改正）

第2条 大分県警察学校射撃場管理及び使用に関する訓令（平成13年大分県警察本部訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「整備及び」を「及び整備並びに」に改める。

第8条中「けん銃」を「拳銃」に、「指導と」を「指導及び」に改める。

第9条中「警察官等けん銃使用及び取扱い規程」を「警察官等拳銃使用及び取扱い規程」に、「けん銃の」を「拳銃の」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

令和四年三月十五日

大分県報（警察本部訓令）